

学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめの定義」を保護者に説明する場合

いじめには、2種類のいじめがありまして、1つ目は、児童生徒が、一定の人間関係のある者から、叩かれたり蹴られたりするなど、直接、体にダメージを与えるいじめがあります。

2つ目は、ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句などの言葉によるもの、「仲間はずれ、集団による無視」のほか、スマホのライン機能など、インターネットを通じて行われる誹謗中傷や屈辱感を与える静止画・動画を不特定多数に送信すること等、心にダメージを与えるいじめを意味します。

(3) 宜野湾市の基本理念

全ての児童・生徒は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものである。このようないじめを防止し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることは全ての教職員が協働して取り組むべき重要な課題である。

このため、いじめ対策推進法第3条の趣旨を踏まえ、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを共通理解し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる対策を講じる。

また、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童・生徒一人一人が十分に理解できるように、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互にベクトルをそろえ、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、いじめから一人でも多くの児童・生徒を救うためには、直接関わる学校だけでなく、宜野湾市並びに市、家庭、地域、関係機関とつなぎ(連携)、市民総ぐるみでいじめ問題に向き合い、対応することが重要である。

なお、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、宜野湾市、普天間中学校区自治会、地域住民、家庭その他の関係機関がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を根絶することをめざす。

(4) いじめに対する基本的な考え方

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活で把握した事柄は、軽微に捉えず将来深刻ないじめになる可能性がある。一見、じゃれあいに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度ならたいしたことはないと考えず、児童の変化を見逃さないことが重要である。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、学校内外を問わずすべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。本校も宜野湾市の基本理念に準ずる。

2. いじめ防止のための組織

(1) 校内いじめ防止対策部の設置

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任などからなる、いじめ防止等の対策のための「校内いじめ防止対策部」を設置し、月に1度「定例校内いじめ防止対策部」開き、必要に応じて「緊急校内いじめ防止対策部」を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に1度、定例校内いじめ防止対策部を開催し、職員会議において、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。緊急校内いじめ防止対策部の場合も同様である。

3. 「いじめ未然防止」について

(1) 教 職 員

①学級経営の充実

アンケートやQU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、心のよりどころとなる学級経営に努める。

②道徳・人権教育の充実

道徳の授業はもとより、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育て、いじめのない誰もが楽しいと思える学級経営に取り組む。

③体験教育の充実

児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことを通して、生命に対する畏敬の念、感謝する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

④教育相談の充実

毎月の「人権（心）アンケート」後に学級担任により、必要に応じて教育相談を行い、児童一人一人の理解を深める。また、適宜スクールカウンセラーを活用し教育相談の充実を図る。

⑤校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習等の実践的な内容を持った校内研修を積極的に行う。

(2) 児 童

①帰りの会等で一日を振り返る。

- ・反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
- ・学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。

②月1回の学級での話し合い活動を行う。

- ・児童らで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。

※学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

(3) 保 護 者（ 地 域 ）

いじめの解決には、児童がそうしてしまった背景や児童がかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- ・家庭で子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告をしてもらう。
- ・いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡をする。家庭でも子供から話を聞き、家庭においても学校と協力して指導をしてもらう。

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならず、学校においていじ

めを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要である。

4. 「早期発見」について

(1) 教職員

① 具体的ないじめの態様（例）を全職員で理解する。

ア、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・ 身体や動作について不快なことを言われる
- ・ 存在を否定される
- ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ、仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・ 遊びやチームにいれない
- ・ 席を離される

ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 身体をこつかれたり、触って知らないふりをされる
- ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる

エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ、金品をたかられる

- ・ 脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・ 筆箱等、文房具を隠される
- ・ 靴に画鋏やガム等を入れられる
- ・ 写真や鞆等を傷つけられる

キ、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・ 万引きやかつあげを強要される
- ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
- ・ 意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される

ク、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・ パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる
- ・ いたずらや脅迫のメールが送られる

ケ、性的いたずらをされる

- ・ スカートをめくられる、ズボンを下ろされる、無理矢理キスをされる
- ・ 胸を触られる、裸にされる、性器を触られる
- ・ 性的な写真をネット上で、公開される。

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 上記ア～ケについては、職員会議もしくは、校内研修で読み合わせする。

- 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- 日頃から、児童一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の児童理解部会で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
- 集団から離れて一人である児童への声かけに努める。
- 個別面談や年3回（7月、12月、2月）のいじめに特化したアンケート調査による情報収集（全児童と保護者対象）
- 児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究。

② 日々の観察

- ・ 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童のいるとこ

ろには、教職員がいる」ことを心がける。

- いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- いじめの相談の窓口（きくぞうポスト）があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境作りをする。

＜観察の視点＞

- 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- 担任を中心に教職員は、児童らが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内での気になる言動や行動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

③振り返りの文章や連絡帳等の活用

- 振り返りの文章や連絡帳等の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

④教育相談の実施

- 教職員と児童らの信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 年2回教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

⑤いじめ実態調査アンケート

- アンケートはいじめ発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月、人権の日に合わせて実施し、実態の早期発見に努める。

(2) 児童

①いじめにあった児童について

- 正確な情報収集を行い、また、情報の整理、分析を行う。
- 児童が安心して相談できる場を設定する。
- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめの解消に向けた決意を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- 家庭や外部の関係機関等と連携を図る。

②いじめを行っている児童について

いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気よく継続して行う。また、継続していじめを行っている児童については、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する場合もある。

(3) 保護者（地域）

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、児童家庭課、保護課、中学校や宜野湾市青少年サポートセンターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5. 「いじめに対する措置」について

(1) 教職員

①正確な情報収集と分析

- いじめられた児童の立場に立って、いじめられた児童の気持ちを受け止めながら、いじ

めの経緯や行為等の内容について、迅速かつ丁寧に確認する。

- いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- 互いの話を否定せず、最後まで傾聴し、事実を確認する。
- いじめた側の児童に「いじめをしていないか」と聞かないで、児童の行為を中立の立場で確認する。
- 感情に走らずに冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけないように留意する。
- 被害者・加害者・観衆・傍観者等、いじめに関わった様々な立場の児童すべてから、事実と意思について確認を行う。
- 「いじめをしていないのに叱られた」と不満を残さないようにする。

②情報と現状認識の共有化

- いじめの気配を感じた者や認知者は、直ちに管理職（校長・教頭）に報告する。
- 校長は状況に応じて、校内いじめ対策部を招集する等をして、正確な情報の収集に努めると共に、情報を整理して全教職員に伝え、情報の共有化を図る。
- プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。
- 職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。

(2) 児童

①いじめられた児童への対応について

- 正確な情報収集を行い、また、情報の整理、分析を行う。
- 児童が安心して相談できる場を設定する。
- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめの解消に向けた決意を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- 家庭や外部の関係機関等と連携を図る。

②いじめた側の児童への対応について

- 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- 児童が落ち着いて、自らの言動を省みることのできる場を設定する。
- 自らの言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気付かせ、反省を促す。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。
- 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- 家庭や外部の関係機関との連携を図る。

(3) 保護者

①いじめられた児童の保護者への対応について

- 家庭訪問をし、誠意を持って児童の状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- 適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

②いじめた側の児童の保護者への対応について

- 家庭訪問を行ったり、学校で面談するなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際管理職（校長・教頭）を中心に複数の教職員などで対応することが望ましい。
- 一方的に話すことのないよう、十分配慮する。
- 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめに関わっている」という保護者の共通認識の上に立つことが必要である。
- いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識。
- ③その他の場合
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合。

(2) 学校による調査組織の設置

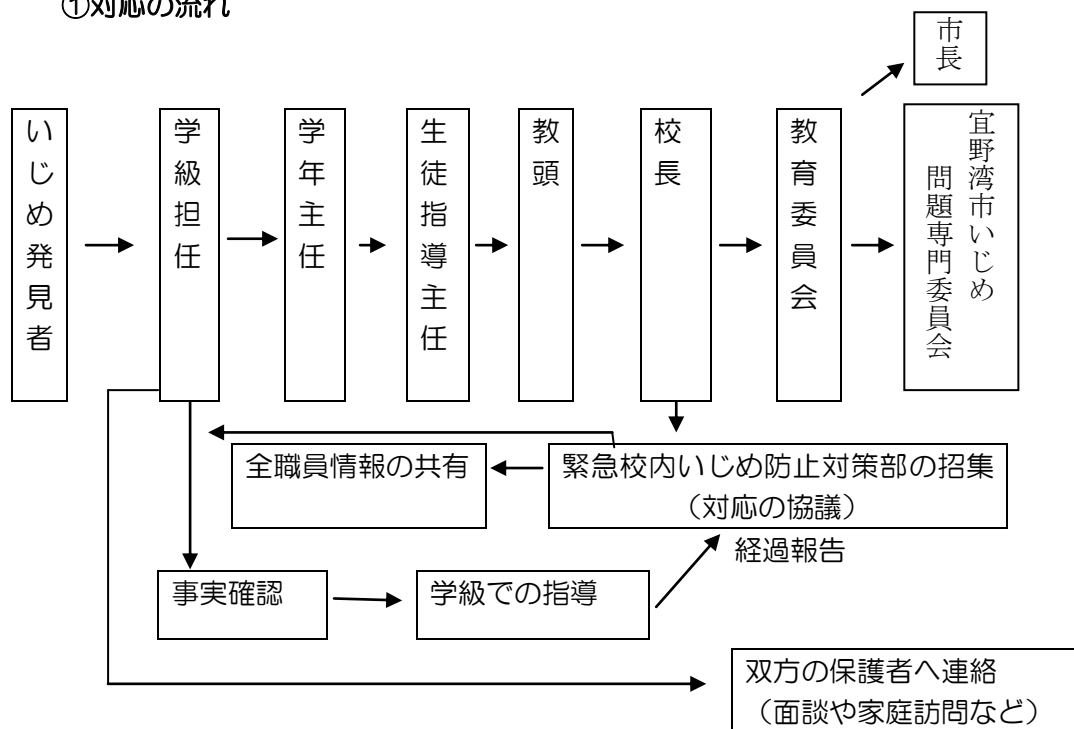
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると疑いがあると認められる場合。

<「いじめ防止対策推進法第28条」より>

(3) 重大事態の発生と対応の流れ

①対応の流れ



○いじめアンケートの作成と分析（分析結果は市教委へ報告）

○いじめアンケートを踏まえた対策（学期一回）

※・緊急時には、臨機応変に対応する。

- ・教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
- ・必要に応じて、校長が判断し警察などの関係機関に通報する。
- ・必ず事案への対応は記録を残す。

②重大事態発生時の初動

- ア 校内いじめ対策部の招集
- イ 教育委員会への報告と連携
- ウ 調査方法<事実の究明>
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- エ 警察への通報など関係機関との連携

7. 年間計画の作成及び評価 (PDCA サイクル)

(1) 年 間 計 画

	「校内いじめ対策部」の取り組み	その他、全職員等での取り組み
一 学 期	<p>☆毎月第2週目の火曜日、児童理解部会。</p> <p>【4月】 ○いじめ防止基本方針についての検討・確認</p> <p>【5月】 ○生活アンケート実施に向け、内容の検討</p> <p>【6月】以下、5月 ○生活アンケートの印刷・配布</p> <p>【7月】 ○「人権の日アンケート」の実施</p>	<p>※児童理解部会の週の職員朝会では、学年・学校の課題の情報共有・共通確認を図る。</p> <p>【4月】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○公文などで学校のいじめ等問題行動に対する方針を説明。</p> <p>【5月】 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。</p> <p>【6月】 ○教育相談週間（全児童対象） ○アンケート実施後は、学年で共通理解。</p> <p>【7月】 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。</p>
二 学 期	<p>【9月】 ○夏休みの児童の様子について情報交換。 ※始業式の日に児童理解部会を開き、出席状況やけが・入院などの把握をする。</p> <p>【10月】 ○「人権の日アンケート」の実施</p> <p>【11月】 ○「人権の日アンケート」の実施</p> <p>【12月】 ○「人権の日アンケート」の実施</p>	<p>【9月】 ○夏休みの児童の様子について情報収集。</p> <p>【10月】 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。</p> <p>【11月】 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。</p> <p>【12月】○教育相談週間 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。 ○学年・学校の課題を学級保護者会で共通確認する。</p>
三	<p>【1月】 ○冬休みの児童の様子について情報交換。 ※始業式の日に児童理解部会を開き、出席状況やけが・入院などの把握をする。</p> <p>【2月】</p>	<p>【1月】 ○冬休みの児童の様子について情報収集</p> <p>【2月】</p>

学 期	○「人権の日アンケート」の実施 【3月】 ○「人権の日アンケート」の実施 ○生徒指導上の引き継ぎ事項のまとめ	○アンケート実施後は、学年で共通理解。 【3月】 ○アンケート実施後は、学年で共通理解。 ○1年間の振り返りをさせる。
備 考	○毎月人権の日を活用し、人権アンケートでいじめに関する項目を設ける。 ○毎月1回校内いじめ対策部を開催し、情報交換をする。 ○職員会議で、全教職員に情報の共通理解を図る。	

(2) 評 価

「いじめの問題の取り組みについてのチェックポイント」を利用し、いじめ問題に関する取り組みを評価する。年2回アンケートを実施し、評価結果から全職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつなげるPDCAサイクルを確立する。

8. PTA 及び関係機関等との連携について

- PTA や地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- 学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- 人権やプライバシーに配慮し、児童を温かく見守ることを願います。
- 教育委員会の指導を受けながら、警察などの関係機関と連携を図る。特に、暴行・傷害の事実が認められた場合は、原則として、警察などの関係機関に情報提供を行う。また、警察の捜査に協力し、その妨げにならないように配慮しながら、調査を進めると共に、必要に応じて、関係機関などに調査協力を仰ぐようにする。
- 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- 親子人権学習や人権ふれあい講演会などで、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- 個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。また、問題が生じた場合には、保護者の協力の下、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

9. 学校のホームページ等での公開

いじめ未然防止、早期発見、早期対応について、学校・学級での取り組みを学校・学年便り等をホームページで公開し、学校内外へいじめ未然防止のための啓発を図る。

附 則

宜野湾市立大謝名小学校 平成25年3月31日 策定
平成27年3月31日 第1回改訂
平成28年8月31日 第2回改訂